

若年性認知症支援強化事業業務委託（長期継続）
委託事業者募集に係る公募型プロポーザル方式による選定結果について

- 1 案件名称
若年性認知症支援強化事業業務委託（長期継続）
- 2 契約期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 3 選定した受託予定事業者
名 称：特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター
住 所：大阪市東成区小橋 1 丁目 18 番 33 号
代表者：代表理事 沖田 裕子
- 4 公募期間
令和 6 年 12 月 19 日から令和 7 年 1 月 24 日
- 5 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果
(1) 選定委員名簿（五十音順・敬称略）

委員氏名	役職等
綾部 貴子	梅花女子大学 文化表現学部 情報メディア学科 教授
水流添 誠	公益社団法人 大阪社会福祉士会 理事
三田 優子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究所 准教授

- (2) 選定会議の開催日
- ・第 1 回 令和 6 年 12 月 10 日
 - ・第 2 回 令和 7 年 2 月 17 日

(3) 審査基準

評価項目		評価の視点	配点
1	基本方針	法人の基本理念や事業実施にあたっての基本方針が、本事業の目的に沿った相応しいものであるか。 認知症の人や家族の視点を重視したものとなっているか。 基本的人権の尊重や共生社会の視点を重視したものとなっているか。	30点
2	実施体制	事業を実施する体制が構築できているか。	30点
3	企画提案書（本事業実施にかかる具体的内容）		
	(1) 認知症地域支援推進員等が行う若年性認知症支援に関する相談対応	本市の状況を踏まえ、これまでの実績を活用した方策となっているか。	36点
	(2) 若年性認知症支援に関する研修の企画・開催	支援の実践力を高める効果的なものとなっているか。	36点
	(3) 若年性認知症の人のいきがいや居場所に関する社会資源情報の収集及び情報提供	実現可能な方策が講じられているか。	36点

	(4) 認知症強化型地域包括支援センター関連事業における若年性認知症支援に関するスーパーバイズ	スーパーバイズを行うための方策が講じられているか。	36点
	(5) 若年性認知症支援コーディネーターとしての取組	若年性認知症支援コーディネーターとしての取組を行うための方策が講じられているか。	36点
4	若年性認知症支援に関する実績	若年性認知症支援及び研修の実績が充分であるか。 事例を通して得た経験を本事業に有効に活かすことができるか。	60点
計			300点

(4) 審査を行った事業者

特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター（1事業者のみの応募）

(5) 選定結果

本事業委託事業者公募に対し、1事業者から応募があった。

応募事業者より提出された申請書類を審査した結果、資格要件を満たしており、令和7年2月17日の選定会議において、事業者の応募書類及び選定委員らによる審議を経て、各選定委員において評価項目について採点を行い、委員ごとに採点を行った審査結果の報告を受けた。

本市として申請内容を総合的に考慮し、この選定会議の報告を適正なものと認め、本業務の委託候補として適格性を有すると判断した。

なお、選定会議の審査過程においては、恣意性が働かないように応募事業者の商号等を匿名として、審査を行った。

・選定委員の評価点の合計点

評価項目		特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター
1	基本方針	27点
2	実施体制	21点
3	企画提案書（本事業実施にかかる具体的内容）	
	(1) 認知症地域支援推進員等が行う若年性認知症支援に関する相談対応	30点
	(2) 若年性認知症支援に関する研修の企画・開催	29点
	(3) 若年性認知症の人のいきがいや居場所に関する社会資源情報の収集及び情報提供	25点
	(4) 認知症強化型地域包括支援センター関連事業における若年性認知症支援に関するスーパーバイズ	31点
	(5) 若年性認知症支援コーディネーターとしての取組	28点
4	若年性認知症支援に関する実績	52点
計		243点

【選定会議において付された意見】

- ・若年性認知症の早期発見、早期支援につながるような事業展開を期待したい。
- ・障がい分野など他分野と積極的に連携し、地域の社会資源の発見・共有に努めることで社会参加の機会の確保を図られたい。
- ・認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護が図られるよう、各種ガイドラインに基づく研修に取り組まれたい。